

豊田市認証保育所認証要綱

(目的)

第1条 この基準は、豊田市認証保育所交付金交付要綱第2条第1号に規定する豊田市認証保育所（以下「認証保育所」という。）の認証基準等を定めることを目的とする。

(欠格事由)

第2条 認証を受けようとする者は、第10条各号のいずれにも該当してはならない。

(対象施設)

第3条 認証保育所の対象となる施設は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第39条に規定する事業を目的とする施設で、かつ法第35条第4項による認可を受けていないもののうち、法第59条の2に定める設置届を提出している児童6人以上を収容できる豊田市内の施設とする。ただし、全ての児童に対し、月60時間未満の保育のみを行うことを約款その他の書類で明らかにしている施設は対象としない。

(保育時間)

第4条 認証保育所における保育時間は、1日6時間以上とする。

(運営実績)

第5条 認証保育所の認証を受けるには、設置届提出後1年を経過し、第8条に規定する認証の申請を行う月以前の1年間において当該施設にて実際に保育が行われていることを要する。

2 前項の規定にかかわらず、休園により認証保育所でなくなった施設を再開する場合は、再開日（再開する年度に予定される保育の実施期間が8か月に満たない場合は、再開する年度の翌年度の4月1日）にあわせ、第8条に規定する認証の申請を行うことができる。

(秘密の厳守)

第6条 認証保育所において保育に従事する者（以下「保育従事者」という。）は、施設の管理に伴い保有した個人情報の漏えい、損傷又は滅失の防止その他適切な管理のために必要な措置を講ずるとともに、施設の管理に関し知り得た秘密又は個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は自己の利益若しくは不当な目的に利用してはならない。

2 前項の規定は、認証保育所の認証の期間が満了し、若しくは認証を取り消され、又は保育従事者の職務を退いた後においても、同様とする。

(認証保育所の要件)

第7条 認証保育所は、別表1に定める認証基準の全ての項目において不適合であってはならない。

(認証の申請)

第8条 認証を受けようとする者は、豊田市認証保育所申請書(様式第1号)に必要書類を添付して、市長が指定する期間内に、市長に申請しなければならない。

(認証の決定)

第9条 市長は前条の申請を受理したときは、当該施設の運営状況を審査し、速やかに決定を行うものとする。

2 市長は、前項の規定により認証することを決定したときは、別表1に定めるところにより評価点の合計を算出し、次表に定めるところにより認証区分を決定する。

なお、次表の認証区分Ⅰ、Ⅱ及びⅢに該当する場合であっても、別表1において不適合に該当する項目がある場合は認証しないものとする。

評価点の合計	認証区分
133点以上 144点未満	Ⅰ
144点以上 147点未満	Ⅱ
147点以上	Ⅲ
133点未満	認証しない

3 市長は、前2項の規定により認証を決定した場合は、豊田市認証保育所認証書(様式第4号)を発行する。

(認証の除外要件)

第10条 前条の規定にかかわらず、市長は、第8条の規定により認証の申請をした者が次のいずれかに該当する場合は、認証の決定を行わないことができる。

(1) 法人等(法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。)の役員等(法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者(以下「暴力団関係者」という。)がいると認められるとき。

(2) 暴力団員又は暴力団関係者(以下「暴力団員等」という。)がその法人等の経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。

- (3) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。
- (4) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 法人等の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。
- (7) 本事業に関し、不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由があるとき。
- (8) 本事業に関し、不正又は不誠実な行為を過去に行ったとき。ただし、認証交付金の交付事業に関する不正行為により認証取消となった者で、認証取消決定日から3年を経過している者を除く。
- (9) 市長が不相当と認めるとき。

(認証の有効期間)

第11条 第9条第2項の決定は、市長が決定した期間中効力を有し、その間の決定事項の変更は行わない。

(豊田市認証保育所認証書の掲示)

第12条 認証保育所の認証を受けた者は、豊田市認証保育所認証書をその有効期間中、施設内に掲示しなければならない。

(設置者の変更)

第13条 認証保育所の設置者を変更する場合は、原則として新たな施設の開設として取り扱う。ただし、変更後の設置者が当該施設において変更前に1年以上の保育従事実績がある場合又は当該施設において相応の実績があり、変更後の運営において変更前の保育状況を継続又は向上させていると市長が判断する場合は、既存施設の設置者として取り扱う。

(認証の解除)

第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、第11条にかかわらず認証を解除することができる。

- (1) 当該施設を廃止又は休園したとき。
- (2) 第2条から第7条までに規定される事項に適合しなくなったとき。

- (3) 認証保育所の設置者が認証の解除を申し入れ、市長がこれを適当と認めたとき。
- (4) 第13条において、新たな施設の開設として取り扱うとき。
- (5) 第15条の規定による検査を忌避したとき。
- (6) 市長が認証保育所の認証を不適當と認める事由が生じたとき。
- (7) 第10条各号のいずれかに該当するとき。

(報告及び検査)

第15条 市長は、必要があるときは、認証保育所の設置者に対し報告を求め、又は認証保育所に職員を立ち入らせ検査することができる。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成19年9月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年1月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

様式第1号（第8条関係）

年 月 日

豊田市長 様

申請者

施設名称

設置者名称

フリガナ

代表者名

生年月日

設置者所在地

電話番号

年度 豊田市認証保育所申請書

年度における豊田市認証保育所の認証を希望するので、豊田市認証保育所認証要綱第8条の規定により下記のとおり申請します。

記

1 施設の名称

2 施設の所在地

3 定員

4 事業開始（届出）年月日

5 添付書類

- (1) 認可外保育施設 児童登園状況表 . . . 様式1-1
- (2) 認可外保育施設 保育従事者配置状況表 . . . 様式1-2
- (3) 豊田市認証保育所セルフチェック . . . 様式1-3
- (4) 認可外保育施設 児童健康診断状況確認表 . . . 様式1-4
- (5) 認可外保育施設 職員健康診断状況確認表 . . . 様式1-5

様式第2号（第14条関係）

年 月 日

豊田市長 様

申請者

施設名称

設置者名称

フリガナ

代表者名

生年月日

設置者所在地

電話番号

年度 豊田市認証保育所認証解除申請書

年 月 日第 号により認証された豊田市認証保育所の認証について、次のおり認証解除を希望するので、豊田市認証保育所認証要綱第14条の規定により下記のおり申請します。

記

- 1 施設の名称
- 2 施設の所在地
- 3 認証解除希望日
- 4 認証解除理由

様

年度 豊田市認証保育所認証通知書

年 月 日付で申請のあった豊田市認証保育所の認証については、下記のとおりとします。

年 月 日

豊田市長

印

記

- 1 施設の名称
- 2 施設の所在地
- 3 認証区分
- 4 認証適用期間
- 5 認証の条件

豊田市認証保育所認証書

様

豊田市長

当該施設は豊田市認証保育所認証要綱に規定される認証基準に適合した施設であることを証明します。

施設 の 名 称

施設の所在地 豊田市 町

設 置 者

豊田市による立入調査実施日 年 月 日

認証有効期間 年 月 日 ~ 年 月 日

認証区分 当該施設は**認証区分** に該当



ひまわりの数はこの施設の認証区分を表します。

豊田市は、当該施設に 年度認証保育所交付金を

円交付しました。

豊田市認証保育所制度とは、認証を希望する市内認可外保育施設に対し、豊田市が定める一定の評価項目の達成度をもとに、豊田市が各施設を3段階に評価し、その評価に応じた運営費助成を行う制度です。認証区分Ⅲが最高評価施設となります。

当該施設は児童福祉法第35条の認可を受けていない保育施設（認可外保育施設）として、同法第59条の2に基づき豊田市への設置届を義務付けられた施設です。

尚、当該施設に対し豊田市が直接的に保育および施設運営に携わることはありません。豊田市は同法第59条第3項に基づき、適切な保育が行われるよう指導監督を行っています。

豊田市子ども・若者部保育課（TEL 0565-34-6809）